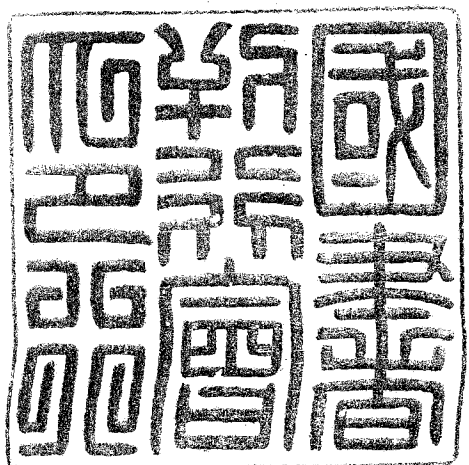


通航一覽

第四

通航一覽

第四



通航一覽第四目次

朝鮮國部百十三、○漂着、	卷之百三十六	一	頁
朝鮮國部百十三、止、○竹島、附唐島、	卷之百三十七	三	
長崎港異國通商總括部一、○津港并町割等、	卷之百三十八	四	
長崎港異國通商總括部二、○奉行、増減、御役所、御咎、	卷之百三十九	四七	
長崎港異國通商總括部三、○奉行、御條目并心、○御代官、	卷之百四十	六二	

目次

長崎港異國通商總括部四、○地役人、町年寄、諸役人受用銀高、	卷之百四十一	六	
-------------------------------	--------	---	--

長崎港異國通商總括部五、○地役人、割符年寄、并船番、散使、	卷之百四十二	九五	
-------------------------------	--------	----	--

長崎港異國通商總括部六、○地役人、町乙名、唐人番、出島乙名、其外役人、諸目利役、	卷之百四十三	二〇八	
--	--------	-----	--

長崎港異國通商總括部七、○諸會所、○御用屋敷并諸番所、	卷之百四十四	二三	
-----------------------------	--------	----	--

長崎港異國通商總括部八、○諸座賣、	卷之百四十五	二六	
-------------------	--------	----	--

長崎港異國通商總括部九、○上使、○御用在勤等、御勘定方、御目付、	卷之百四十六	二九	
----------------------------------	--------	----	--

長崎港異國通商總括部九、○上使、○御用在勤等、御勘定方、御目付、

卷之百四十七.....一六七

長崎港異國通商總括部十、○通事役、唐方、

卷之百四十八.....一七五

長崎港異國通商總括部十一、○通事役、唐
年行事并目明、阿
蘭陀方并諸國、

卷之百四十九.....一八六

長崎港異國通商總括部十二、○商法、入津改、

卷之百五十.....二〇二

長崎港異國通商總括部十三、○商法、唐物荷
留、役并在

卷之百五十一.....二〇四

長崎港異國通商總括部十四、○商法、蘭人荷
留、役并在

卷之百五十二.....二〇六

長崎港異國通商總括部十五、○商法、歸帆荷
留、役等在

卷之百五十三.....二〇六

長崎港異國通商總括部十六、○商法、絲割符、

卷之百五十四.....二〇五

長崎港異國通商總括部十七、○商法、貨物賣
止、買并停

卷之百五十五.....二〇三

長崎港異國通商總括部十八、○商法、貨物賣
止、買并停

卷之百五十六.....二〇七

長崎港異國通商總括部十九、○商法、銀代金
定、○商法、貨物口錢銀
并問金、

卷之百五十七.....二〇三

長崎港異國通商總括部二十、○商法、御用物
法、入札市

卷之百五十八.....二〇〇

長崎港異國通商總括部二十一、○商法、歲額
并金銀、銅錢、

卷之百五十九.....二〇〇

長崎港異國通商總括部二十二、○商法、歲額
并金銀、銅錢、

卷之百六十.....二〇〇

長崎港異國通商總括部二十三、○商法、歲額
并金銀、銅錢、

卷之百六十一.....二〇〇

長崎港異國通商總括部二十四、○商法、歲額
并金銀、銅錢、

卷之百六十二.....二〇三

長崎港異國通商總括部二十五、○商法、歲額
并金銀、銅錢、貨物
代物替并運上金、

卷之百六十三.....二〇六

長崎港異國通商總括部二十六、○商法、正德
正、御改

卷之百六十四.....二〇九

長崎港異國通商總括部二十七、○商法、正德
正、御改

卷之百六十五.....二〇三

長崎港異國通商總括部二十八、○商法、正德
正、御改

卷之百六十六.....二〇六

長崎港異國通商總括部二十九、○商法、正德
正、御改

卷之百六十七.....二〇三

長崎港異國通商總括部三十、○商法、正德御
改、正

卷之百六十八.....二〇六

長崎港異國通商總括部三十一、○商法、拔荷
并刑、○商法、八朔禮
罰、○商法、物

卷之百六十九.....二〇九

長崎港異國通商總括部三十二、止、○地下配
分金等、

卷之百七十.....二〇三

異國渡海總括部、○渡海御免并禁制、○渡
海御朱印御用掛、

卷之百七十一	四六
安南國部一、○通商并呈書獻物御返簡等、	
卷之百七十二	四七
安南國部二、○通商并呈書獻物御返簡等、	
卷之百七十三	四九
安南國部三、○渡海御朱印并御書等、	
卷之百七十四	五〇
安南國部四、○渡來御朱印并渡海制令官 商規則、○諸來簡、	
卷之百七十五	五〇
安南國部五、○御所望象始末、	
卷之百七十六	五〇
安南國部六、○御所望象始末、	
卷之百七十七	五〇
安南國部七、○漂着、○漂流、	
卷之百七十八	五五
安南國部八、○漂流、	
卷之百七十九	五五
南蠻國、部一、○漂着、○入津拜禮呈書御 返簡并獻上、	
卷之百八十	五七
南蠻國、部二、○入津拜禮呈書御返簡并獻 上、	
卷之百八十一	五八
南蠻國、部三、○渡海御朱印并漂流放流、	

第四目次終

通航一覽卷之百三十六

朝鮮國部百十二

○漂着

寛永十二乙亥年五月、石見國に漂着せし朝鮮國の漁民六人、正保二乙酉年、漂到の漁夫をこは何國に漂着あり、對馬國より送り還す、

寛永十二乙亥年

日本國對馬州太守拾遺平義成、奉書朝鮮國禮曹大人足下、客歲初冬、貴國民生業漁獵者四名、漂到于本邦石州邊浦、州主按するに、石見國津和野濱田兩領主のうち、何れが詳ならず、爲給糧服補舟楫、遠令使价送達馬島、玆又濟其所之、附回使之便以護還、只在使舌、謹冀炳愿、不宣頓首、

乙亥

義成 異國出契、

正保二乙酉年

朝鮮國禮曹參議李德沫、奉復日本國臣從四位下侍從對馬州太守平公閣下、槎使之來、順付漂民、不勝

幸甚、濱海漁氓、冒利輕出、至於颶漂深入理難生全、乃蒙貴國明辨疑似之迹、厚加完恤、登時解送、不但小民偏被拯濟之仁、朝廷益知貴大君信義之篤、感喜何可量也、貴州致誠護還、重用歎服、承惠珍品、更切感戴、仍將薄物、聊表謝忱、莞領是希、餘祝愼夏、自玉不宣、

乙酉年六月日

禮曹參議李德沫 異國日記、

按するに、漂民護送により、かの國接待等の事一二見る所、參考のためここに附録せり、

寶永七庚寅年、巡檢使に答ふ簡條書中、

一漂流人之儀御尋の節、

私領内へ漂着仕候へは、便宜の節指送り候、若他國へ致漂着、長崎御奉行より御渡し被成候へは、別而使者相添送返申候、對藩政事問答、

一長州邊其外近國亦是九州之内何れにても、朝鮮船漂着の時は、其所より長崎へ被送、對馬殿の屋敷へ請取候、改所よりの尋相濟候上にて、御指圖の上對馬へ送り届、對馬より釜山の方へ送り届申候、朝鮮へ歸候て、則委細糾明有之と相見え申事に候、左

候て皆々本所へ差歸し申由に候、其時送り參候對馬殿家來へも、殊外摺挨拶馳走等仕候事、一長門あたりへ漂着の朝鮮人、海上一日一夜は着船仕せ候事、一朝鮮の漂流人杯を、對馬より送り參候時は、釜山近邊之城主皆々挨拶に釜山浦へ出申候、是も接慰官ととなへ申候事、一長州萩より朝鮮への方角を考るに、西北の眞隅の通、慶尙の内嚙帳と申所へ當り可申候と存候、以上、異本朝鮮物語○按ずるに、此文によりて推考するに、事、の書年代詳ならされども、前後の保年間の著なるへし、

安永元壬辰年、對州交易筋傳達、并探索御用御普請役佐久間甚八書上の内、
信使渡海十一度、慶長より以來、銀八萬六千五百四十三貫四百目、

漂流民入用と申は、長崎より請取朝鮮へ差遣候入用、并右使者に相送候音物等入用、一艘に付五貫目相懸候儀に可有御座候、對州より蘇木五十斤、并銀高二百六十四匁程の品、重箱鏡藥罐烟筒等差遣、朝鮮より返物、人參一斤虎豹皮細布木綿筆墨席等差越候由、拂代凡八貫七百目程に相當申候に付、差引三貫七百目程利潤有之儀に御座候、右漂流民乘來候船

破船仕、對州の船にて相送り候節は、船代として白米四十二俵充差越仕來の由に御座候、長崎にて漂流民逗留中賄料の儀も、對州方にて仕出仕、代金會所より請取來候處、右は長崎開役持高計にて、役料充行無之候由、長崎にての風聞に御座候、尤古き書物に、金元祥と申朝鮮人上下四十人漂流の節、入目拾貫目相懸候由、勿論人數に寄高下有之由相見申候、近藤某所藏留書、

慶長四辛卯年十二月十四日、筑前國大野浦に那珂郡にあり、朝鮮の船漂着、遷送等の事、寛永六己丑年二月晦日、同國唐泊浦に、志摩、今所見なし、かの漁民六人漂到、同年三月九日、宗對馬守義成の家人にこれを引渡さる、

慶長四辛卯年十二月十四日、朝鮮國の船一艘風にはなたれ、黒田筑前殿領分大野と申みなとへ吹よせられ候、筑州より吉利支丹舟にてはなきかと、せんさくか、り申候處、朝鮮國の船に究候付、もとし可申哉と御伺の由、慶安元祿間記、

寶永六己丑年

二月晦日、筑前國志摩郡之内唐泊浦と申所へ漂着の朝鮮人六人の口上書、

一年二十三 崔セニイ○一年二十五 權ソルナミ
○一年十九 金ノラキ 右之通體に預置申候、以上、

寶永六年己丑三月九日

宗對馬守内

平山九左衛門 印

通詞

白水甚兵衛 印

屋代

江口 金七 印

天野勝右衛門 印

以上、華夷變態、

一我々儀、朝鮮國慶尙道の内寧波と申所の漁民にて御座候、公儀進上の爲罾取一船に六人乗組、去月廿六日沖立仕、罾繩をはく、其後網をたて可申と仕候へ共、俄に大西風に罷成候故、右之繩を取集、何とそ本國へ漕寄可申と働候へ共、大風故難漕寄漂流仕、及暮候へは、本國への方角難見分、任風漂流仕、同晦日筑前之國志摩郡の内唐泊浦と申所へ漂着仕候處、浦人見懸け、早速浦津へ漕込被下、御馳走被仰付、彼所當月四日出船仕候へ共、風惡敷掛戻、翌五日出帆仕、昨八日御當津へ着船仕、今日一船の者共被召出、御詮議被仰付候へ共、右の外別而申上候儀無御座候、

一我々宗旨御尋被遊候、常に釋迦觀音を念し申候、右之通、漂流民共申聞候に付、書付差上候、以上、
寶永六年己丑三月九日

宗對馬守内

平山九左衛門 印

通詞

白水甚兵衛 印

屋代

天野勝右衛門 印

朝鮮人六人名年附 一年二十八 金ハキ○一年三十三 尹ソンノミ○一年二十八 江トムソニ○

萬治元戊戌年三月、對馬國にかの國の漁船二隻漂到す、上裁を輕て歸帆せしむ、延寶元癸丑年、同國より梁山の漂流民、及び同八庚申年、吳先達を日韓提要に、延寶八年二月、舊冬、江浦の漂流民送り遣す時の書契云々送り遣す、元祿十六癸未年二月、宗氏の許に慶弔の譯官使船覆没す、正徳二壬辰年冬、同國三島に空船一隻漂寄す、歲船に付して送りしに、のち禮曹參議洪重夏書を來し、以後空船は附還に及さるよしを答ふ、文化四年四月、佐渡國近海に空虛の漁船漂寄す、同五乙未年冬、同所に知世浦船一艘漂來破船に及ふ、同六丙申年、同國志多留浦南海浦の難船一隻漂着、五人生存す、よりて別使をもて護送せり、

萬治元戊戌年五月二日、朝鮮の漁船二艘、三月八日

對州内口浦へ漂着、宗對馬守留守居遂穿繫候處、全羅道出船の時、雖爲三艘、殘一艘は不知行衛、右之二艘漂着之由注進之、此以前は如此漂着雖有之、不及言上歸帆候、此度は對馬守代替按するに、對馬守義真、明曆三年十月、初而漂着に付、得上意之旨言上之、如前々歸帆可申付候由被仰出、御日記、

延寶元癸丑年十二月廿六日

朝鮮國禮曹參議南二星

日本國對馬守もとへ答たてまつる書狀とをく來る、就中無事のよし承り、満足の至なり、これよりさき朝鮮の民、日本の地へ流れたるよふものあれば、毎年送りとけらるゝ事感入候、今度梁山といへる郡の人、惡風に逢て、浮草のこゝろ流れ沉て、魚腹に入へきを、幸に對馬守の助により、衣類食物等施され、使者被差添て命を全し歸國することを得たり、誠夫の儀のあつき事久しかるへきゆゑなりと、感嘆不淺、禮謝も深切なり、おくり物如例相達候、こなたよりもかろき品々、返簡のしるしに差添て、年既にくれにおよふ、來年新敷いはひ、彌可申通、不宣、

癸丑年十二月日

禮曹參議南二星慶延日記、

延寶八年庚申、朝鮮吳先達漂着對州、以吉田庄左衛門被送還之、本州編修略、

元祿十六癸未二月

朝鮮國より宗對馬守初而入國之嘉儀、且又同姓刑部大夫爲悔、譯官兩使并從者上官二十八人、中官五十四人、下官廿四人、都合上下百八人、警固案内者對馬守家來二人、船手の者二人一船に乗、二月五日の朝順風に付、彼國出帆の處、洋中俄に難風に成、對州より四五里程の處、漸乘掛候へとも、風波強着岸不成致破、船朝鮮人并對馬守家來共溺死致し候、渡海の儀、先達而相知、兼而申付有之候に付、浦々より船とも差出候へ共、大風波にて船を寄せ候事不能成候、惣而朝鮮の船唐船とも違、鐵釘打不申、せん留計にて、日本船よりも手弱に御座候よし、此節警固の日本船二艘とも散々に吹きちらされ、少破損もいたし候へ共、無恙六里程脇大浦と申處へ吹付られ、乗付候人數も存命仕候由、朝鮮と對州との間、海上は殊の外海荒く難所にて、六ヶ敷渡海のよしに候、承覽謹錄、

正徳三癸巳年三月、公按するに、對馬守義方、書を禮曹に致し、去冬虚船一隻あり、我州三島に漂到せしを、歲船に附し送られたりしに、後六年丙申に至り、禮曹參議洪重夏始て書を復し、此後虚船送還に及はざるの事をいひし也、此事記錄に詳なり、禮曹參議洪重夏復せし書、左に記す、

朝鮮國禮曹參議洪重夏、奉復日本國對馬州太守拾遺平公閣下、便至承書、憑悉興居、慰浼倍品、漂到虚船附還、徒勤須革前例後勿出送、多儀謹謝、薄物申敬、惟冀崇亮、不備、

丙申年月日

和文

便至り書を承はる、虚船附し返さる、徒に勤めたりといひつへし、宜く前例を革め、後また出し送ることなかるへきのみ、

同六年丙申、去年冬、彼國知世浦船一隻あり、我州三島へ漂到したりしに、破船に至りしゆゑ、此年公別使をして、此事を禮曹へ被告たり、此年正月、南海船一隻、わか志多留浦へ漂來れり、二名洋中に溺死し、生存五名ありしによりて、公また使をして書

を禮曹に致さしめられたり、是は壬戌年、彼國人我州に漂到せりといふとも、其破船或は殞命の事有ときは、別使をして是を告報せらるへきの約定有しに依りしものなり、按するに、壬戌は天和二年なり、その約定の證、参考のため下に附す、彼國其回契を送るに至りて、殞命使は例のこゝろ回答せしか、唯破船使の回契に至りて、其別使をいたさるゝの事、壬戌約條に違へりといひしゆゑ、我州その書を受られさりしかは、彼終にこれを改撰して送りしなり、其とき禮曹參議李湊復せし書、考として左に記す、

朝鮮國禮曹參議李湊、奉復日本國對馬州太守拾遺平公閣下、槎便帶絨、就審興居、珍衛良用慰荷、漂民護送、鄰誼可見、第朝廷特許接待別使、此出於一時異教、而有違壬戌約條、自今以後、切勿爲例以傷誠信幸甚、盛貺多感、薄儀是愧、惟希崇亮、不備、

丙申年月日

和文

漂民護還以て鄰誼を見つへし、但朝廷時に別使を接待する事を許すもの、是一時規外の事にして、今別使の來る、是壬戌約條に違ふものなり、自今して

後、是を以て例として、誠信の誼を傷なふことなく
んは幸甚、朝鮮通交大紀、

天和二壬戌年十月、通信使契約箇條書中、
一當初兼帶之送使無他意也、數多送使連續出來、一
應接待、誠難酬應、故在前使按するに、明曆元年來聘なす。洪知事往
復停當、厥後輒稱使者、累度差送、而禮曹斥以規外、
不許接待者、非一非再、而貴州猶且不遵約條、連續
出送、其在相厚之道、有不可遏々、姑許接待以至于
今日者、實出於一時之權宜、而殊非兼帶講定之本意
也、此事若不變通、則不但東萊府物力之難支、於貴
州亦闕誠信矣、蓋館中既有主管裁判之設、專爲往來
幹事、則何必別送使者、而後可傳書契也、信使時護
行、漂人之領來所不可無者、而至如漂人領來、則事
體與信使護行有異、雖不別送使者、固無所妨、順付
書契於館司、而在我接待之事、則當依兼帶送使之
例計授於代官、甚爲便當矣、

三使方より、右之書付被差出候故、年寄共より此通
り返答仕る、

一承示、敵州不遵約條、連續送差事、是本非致敵州
遺相厚之道而然、前年有移館之要、
按するに、こは萬治元年なり、詳に貿易

和館の條に見ゆ、而貴國不肯、以故到累度差使、而不許接待者、以貴國先無相厚之意耳、豈有敵州失信之道乎、是故館定之後、不敢有規外差使、雖自今以後、亦俾館司暨裁判之人而有所諭者、要須速達之禮曹而忍亮有答焉、敵州之所諭、寧有闕誠之舉乎、若其護送漂人之使、則我國有制限、而甚重之、然不用護送、唯憑約中之送使、而附書契于館司暨裁判、以告之者亦間有之、自今而後、須一依示、若其人尊卑不同、破船殞命之勢亦不一、而有不可敢不以護送者、非今所定之限云々、

年寄共方より、右之通返答仕候へ共、又々三使方より被指出候書付、

一別送使者事、或出於事務之不得已、初非違越約條之意、自今以後、一依約條事、年例送使之外、不爲別送、而漂人領送一款、不無輕重之別、或自江戶近處次々定差出送、則本州領還之、後又有轉報江戶之舉、此則似難不送使者、而其餘漂人則順付無妨矣、三使方より、右之通被成下度候と書付被指出候へ共、左様には難成由にて、年寄とも方より此通り返答、

一示諭敵州別送使者事、向者出於事勢之不得已、初非有違越約條之意、自今以後、一依條約、年例送使之外、不用別送、而漂人護送一款、不得無輕重之別、若其或流入他邦郡縣者、或破船殞命之勢、有不得不具告者、我國有制、不敢不護送、其餘漂人則須一依示順付、

同三癸亥年四月、年寄中告訓導別差條書譯官中返書條答中、

一來航告報來漂航護送依、示並加申飭、
以上韓錄○按するに、これら往復の條書全文は、貿易約條の條に出す、これその斷章のみ、

文化四丁卯年四月廿二日、佐州元小木村獵船、五里計沖合にて見懸候に付引込申候、尤朝鮮國獵船之由、御城米廻船之者共申す、船高さ六尺横二間長さ三丈九尺、船底に文字あり、
(◎船底文字省略) 北海丁卯雜記、

萬治二己亥年十一月、石見國にその地所、かの國人九人漂到す、領主松平松井周防守康映より長崎に護送す、
歸國せしめし事、等國に詳にせず、寛文四甲辰年二月、隱岐國浦之江に郡民十九人漂着あり、領主松平出羽守直政公裁を經て長崎に送る、また例のことく送り還すべきむね、

直政に命せらる、同五乙巳年、肥前國五島領嵯峨島に、かの邊海鎮守官金元祥許定暨等漂到、領主五島淡路守盛勝より長崎に護送せしむ、糾問ありて宗對馬守義真に送附す、義真猶仰を奉りてこれを護還せり、
延享元年三月、同所に男女十人乗組漂來、五島淡路守盛勝より言上に及ぶ、同八戊申年十月、同國平戸領生月島に朝鮮晉州の貢船漂寄、領主松浦肥前守鎮信より長崎に送る、穿鑿の上對馬國に引渡す、寛政二庚戌年十月、同小德島にかの興陽船漂着す、松浦壹岐守清より長崎に護送あり、
是等よたのち對馬國に渡し、歸國せしめられしなるへし、

萬治二己亥年、濱田御在城、
按するに、この書は松平周防あるは、周防守、朝鮮人九人乗船一艘漂着、同十一月、加藤龜右衛門の家人なり、朝鮮人召連長崎へ參、御奉行黒川與兵衛様へ渡す、松井家記、

寛文四甲辰年二月初日、異國の小舟遭風波難、去年十一月十日、隱岐國浦之江と申所へ漂着す、船中人數十九人有之、穿鑿之處、朝鮮の商賣船之由、領主松平出羽守注進有之付て、右朝鮮人長崎遣之、町奉行へ按するに、元寛日記、累代武鑑等によるに、可相渡之、其上如例彼國へ送遣候旨、出羽守へ被達之、御日記、
寛文五乙巳年

甲辰條二特送使二號船、并三特送一號船二號
船吹噓、準前護送漂客書契、

日本國對馬州太守拾遺平義真、奉書朝鮮國禮曹大
人閣下、大暑流金、想惟鼎茵增勝、翹趾極切、今歲
春、貴國全羅道靈巖郡秋子島鎮守金元祥、同郡河源
島鎮守許定暨從者四十六口、奔喪遇颶、漂到本國五
島嵯峨島、島主濟恤、以送于長崎廳司、辨其疑似、而
轉送敵邑、遵規將速解送、然而以爲鎮島武臣、而轉
送東都、即憑執政謹奉尊命以刷還、拯溺周急、鄰好
之常也、豈可勿諸、然而海陸往復、因循至今、矜厥失
特漂零、令不佞特副兩价成辰次而護涉焉、不但
渠輩得遂寢苔之願、而我殿下推誠相篤之義亦可諒
也、非儀伴絨、切冀莞納、肅此不宣、

寬文五年乙巳六月日 對馬州太守拾遺平義真

別幅 撒畫金屏壹副 蒔繪漆趺圓盆十箇 菓

酌宴筐兩部 精繪層簋一部 累伍鐵鉢一座 精

鐵茗盃式十區 整

寬文五乙巳六月日 對馬州太守拾遺平義真

同

日本國對馬州太守拾遺平義真、啓書朝鮮國東萊釜

山兩令公閣下、季夏極熱、緬惟起居清寧、樹係益切、
今茲春、貴國全羅道靈巖郡秋子島鎮守金元祥、同
郡河源島鎮守許定暨從者四十六口、奔喪漂海、戾止
本國五島嵯峨島、島主拯活以送諸長崎廳司、詳問
其情由、轉解敵邑、乃欲依例速發回、然而以共爲鎮
島武臣、而轉奏東都、即憑執政謹奉尊命以刷還、時
矜臨喪漂到、令不佞別加餽資、且差平成辰及成次而
護涉焉、請將此辭意轉達南宮、不但渠輩得遂倚廬、
而我殿下睦鄰之誼亦可諒也、薄品副錄、切冀榮領、
潦草不宣、

寬文五年乙巳六月日 對馬州太守拾遺平義真

東萊令公

別幅 垂珠掛硯筐一部 蒔繪荷葉盆一片 精

鐵白盞二十片

寬文五年乙巳六月日 對馬州太守拾遺平義真

釜山令公

別幅 官銅鹽盤附瓶兒一紐 蒔繪文匣一枚

精鐵盞子二十片

年號同上

名位

副漂船水木船吹噓、

日本國對馬州太守拾遺平義真、啓書朝鮮國各道各
縣防禦所列位下、護送漂人水木船一隻、方今發遣、
若遇颶風、漂泊邊浦、乞濟活以達釜山惟幸、草此不
宣、

寬文五年乙巳六月日 對馬州太守拾遺平義真以

上、異國出契、

寬文五年、以唐坊佐左衛門光友被送朝鮮漂流官人、

本州編給略、

延寶九辛酉年、巡檢使に答ふる簡條書中、

一朝鮮國より漂流有之、其雜用銀拾貫餘、但し人數
高下御座候、是は金光祥と按するに、前の書簡によ、申者
漂流候時、人數上下四十五人の入目、對馬國記、

寬文八戊申年十月十一日

漂着之朝鮮人送參候警固手形

申一月四日、平戶領生月松下と申所へ、朝鮮船漂着
破損仕候付、乘人十四人并銘々手廻道具送參相渡
申候、於船中互に一紙半錢の商賣も不仕候、若相違
の儀御座候は、何時も可被仰付候、爲後日如件、

寬文八年十月十一日

はその家來にして、
檢使のものにや、
漂着の朝鮮人口書之寫自注、此書付は對馬守の附人
書出候、則次飛脚の節江戸へ
差上之

朝鮮人口書

一私共儀、朝鮮國晉州と申所の百姓にて御座候、人
數十四人、當月五日に在所出船、都へ年貢納に罷
越、同九月五日都へ罷着、同廿日に彼所を仕廻、在
所へ可能歸と存候節、十月二日に、於洋中遭難風、
同月四日、平戶生月島之内松下と申所へ致漂着候、
尤切支丹にて無御座候、宗門之儀に不限、人に被頼
候ても罷渡不申候、如何様に御僉議被成候ても、少
も別の子細無御座候、以上、

寬文八年申十月十一日

右朝鮮人十四人の者共御穿鑿の上、内證にて色々

相尋候へ共、替儀無御座候、此口書の通申上候、不
審成様子無之、朝鮮人に紛無御座候、就夫御扶持方
等拜領仕、難有奉存候由申上候、則對州迄可送遣之
由被仰付、私共に御渡被下、諸道具迄請取申上候、
以上、

宗對馬守内 吉村勝左衛門印
通事對馬町人 橋邊伊右衛門印
對馬屋 末次七郎兵衛印

進上 御奉行所様

同年同月十五日

漂着の朝鮮人へ遣候御扶持方銀手形裏書、今
度朝鮮船一艘漂着仕候に付て、御扶持方萬被
下候入目の覺、

一銀二十八匁六分三厘六毛

米四斗七升二合五勺代但、銀壹匁に付一升六合五勺つ、

平戸之内生月島へ漂着仕候朝鮮人、從松浦肥前守
様御送被成候人數十四人、申十月十一日の晩より
同十五日の晩迄日數四日半、但し一日一人に付七
合五勺充、

一同十五匁七分七厘

酒一斗五升七合五勺代但、一升に付一匁充、

日數右同斷、一日一人に二合五勺充、

一同十匁四分五厘八毛

肴の代

日數右同斷、一日一人に一分六厘六毛充、

一同二匁一分四毛

味噌之代

日數右同斷、一日一人に三厘三毛、

一同三匁一分五厘

野菜之代

日數右同斷、一日一人に五厘充、

一同三匁一分五厘

薪之代

日數右同斷、一日一人に五厘充、

六口合銀六十三匁二分四厘八毛

右は長崎逗留中之分

一銀七十目 米一石一斗五升五合代但、銀一匁に付一升六合五勺、

長崎より對馬迄船中十一日分、一日一人に付
七合五勺充、

一同三十八匁五分、酒三斗八升五合代但、一升に付一匁充、

日數右同斷、一日一人に付二合五勺充、

一同二十五匁五分六厘四毛 肴之代

日數右同斷、一日一人に一分六厘六毛充、

一同五匁一分四厘三毛

味噌之代

日數右同斷、一日一人に三厘三毛、

一同七匁七分

野菜之代

日數右同斷、一日一人に五厘充、

一同七匁七分

薪之代

日數右同斷、一日一人に五厘充、

六口合銀百五十四匁六分七厘

右は長崎より對馬まで、船中十一日分、

都合銀二百七匁八分五厘五毛

右之銀儘請取申所如件、

寛文八年申十月十五日

宗對馬守内 吉村庄左衛門印
對馬屋七郎兵衛印

末次平藏殿

表書之銀二百七匁八分五厘五毛被相渡、重而可
被遂勘定候、斷は本文有之者也、

申十月十五日

河野權右衛門印
末次平藏殿

右朝鮮人對州へ差遣候時之浦之通手形
此朝鮮人十四人、於長崎宗對馬守家來へ相渡、對州

へ差越之候間、浦々相違有間敷候、自然水薪に詰候
は、被相渡、又は惡所へ繫候は、馳走候て可相通
候、以上、

寛永八年十一月朔日 河野權右衛門印

所々番衆中以上、長崎記、

延享元年甲子年三月、五島淡路守領分嵯峨と申沖へ、

朝鮮人十人自注、男四人、女六人、乗組船一艘漂着す、正月按す、

四月の誤寫、廿四日長崎へ御届に成候、承寛德錄○按する

なるへし、廿四日長崎へ御届に成候、にこの扱方等の事

詳なら

寛政二庚戌年、領内按するに、この書は松浦靜山の著述なれ

り、小値島に朝鮮船漂寄せしか、其狀を島司より呈

せしあり、因みに書す、異邦も國と人とのつから

卑高ありて、その品殊なるを觀るに由あり、故に列

す、

昨廿二日晝未中刻、朝鮮船一艘十人乗、當所より

西方大島と申島の前に漂着、碇を入候段注進仕

候付、早速彦之丞并浦役之者共罷出、海上も靜に

御座候て、笛吹浦へ、申刻漕取申候、數日食事不仕

候哉、指を折腹をたゝき仕形仕候様子、四五日食

事不仕と相聞え候に付、即刻食事拵爲給候處、殊之外悦、氣力付候様子に罷成、別條無御座候、船中相改候處、外に扶持方様の物何色も無御座候、魚計給居申候哉、魚の骨餘計相見え申候、惣而全口通し不申、少計書付候へ共分り不申、若輩之もの一人、右書付仕候計にて、外は書不申、色々書付も見せ、看板も見せ候へ共合點不仕様子にて、筆を遣し書候様仕仕候ても、顔を振向分り不申候、

一船長さ六尋半、横七尺五寸、乗人十人、
一船中諸道具、御奉行中へ別紙指越申候、
一長崎漕送彦之丞被仰付候は、例之通御添使者松島表にて、早き方より待合せ列船可仕候、
一前格の通下番號之者二人爲下警固、長崎へ召連候付、此節逆も其通仕候、
一於長崎大波戸へ荷物取上げ候節、警固足輕前格押付、足輕被指越候に付、此節も其通仕候、足輕二人にて可然申談候、
一船の儀相改、大工へ見せ候處、少々痛相見え候付、長崎迄可也に御座候様、修復仕候様申談候、

十月廿三日

此時鮮人の示せる文二枚あり、自注、今茲これをみるに、何にも讀みたし、鄙俗知るへ

趙扇與陽三島此國何地趙扇書不足、趙扇與陽有此國何地酒不食南草不食、

一趙扇は朝鮮なるへし、音通、一與陽は朝鮮の地名、全羅道にあり、一三島思ふに興陽縣中の名、興陽は海邊の地傍々この名あるへし、一此國とは漂着の所をいふ、即吾邦、一趙扇書の下、恐くは名か押字か、一四字の下有は、恐くは者の誤寫か、一酒不食は酒に竭たるならん、南草は朝鮮烟草を謂ふ、

朝鮮之器械を錄せしあり、覺

一朝鮮船一艘 長さ六尋半、横七尺五寸 一乗人十人、
一櫓一本 一帆道具一通 一篙八枚
一路四挺 一楫一羽 一萬綱二房 一木碇一番
一鍋一つ 一水はんごう一つ 一茶碗七つ 一小刀四挺 一のみ一挺 一さじ九本 一釣道具十九張 一よま十九筋 一魚入てば九つ 一たぶ一つ 一かゝり一挺 一網一切れ 一こかへ桶一つ

一夕顔の柄杓三つ 一斧一挺 一なはり五挺
一痛候火床一つ 一犬の皮一枚 一のふさば百四十程

十月廿三日甲子夜話、

元祿九丙子年五月、蝦夷地レンシリに朝鮮東萊府出の漂船着岸す、領主松前志摩守矩廣より言上、命にて漂客八人を江戸に護送し、時に道中人馬の御朱印を賜はる、宗次郎義方に引渡す、同十四辛巳年正月、長門國裏之濱に、見島長興の商人一船十八人、同月同國瀬戸崎に、この地同斷九人、同年十月、同國角島に、豊田郡に慶州の漁夫八人、享保六辛丑年正月、同國大浦に、阿武郡に永會浦の漁夫十六人漂着す、ともに領主より長崎に送る、長崎にて糾問ありて、宗氏家人に相渡す、

元祿九丙子年五月十二日、朝鮮船一隻漂至列分什里、人口摺八名、以書札請云、我々於四月廿八日、自東萊府海口開洋、已出洋中、猛風被飄去、舵棹破折、漂流數十日、始見山得來處、願格外施鴻恩、救通航性命切々、藩士新谷某督察法波洛磯、時在島上、因帶漂客同松前、於是志摩守馳啓江戸、朝廷遣護衛三十人攜漂客來、自注、李先達、金會知、孔神將、金自福、金自金花、金計男已上七人、關一人、宗對馬

守奉旨館于其邸、明年令返國、北海島船記、

元祿九年八月十日、松前へ朝鮮人漂着に付、松前志摩守家來相添當地へ差越、宗次郎へ可相渡旨、奉書人馬御朱印_{自注、入被下、北條安房守へ、按するに、この頃}送之、安房守志摩守へ由緒有之付てなり、御日記、

元祿九年八月十九日、朝鮮人先頃松前へ漂着仕候に付、松前志摩守より注進有之處、御當地へ差越、宗次郎へ相渡候様に、去る十日被仰渡、甘露齋、

元祿九年、朝鮮李先達漂流松前之間、自領主被送之柳原邸云々、按するに、今の宗氏上屋敷なり、〇本州編略上屋

元祿十四年辛巳年正月、朝鮮人十八人口書

一我々儀、朝鮮國全羅道之内長興郡之百姓商人にて御座候、青魚爲商賣、糧百五十俵積、人數十八人、一船に乗組、去年十一月六日に、我々在所を出船、慶尙道之内長興と申所にて青魚相調、今月六日に歸帆之節、長鬚之灘にて俄大西風に逢、地方へ漕寄申事難成、難儀仕罷在候處、船道具等損し候付、彌難漕寄漂流仕、翌七日之夜に入、漸長門國見島郡之内裏之濱と申所に漂着仕候、浦人見付、早速漕船出御漕込被下、逗留中糧米水薪、及銘々衣類帶笠合羽き

せるに至迄被成下、難有仕合奉存候、彼所同月十二日出船、即日御城下へ罷着、同月廿一日御城下發足、昨日御當地へ^{按するに、長崎を}參着仕候、道中之儀も諸事被入御念、醫師迄御附被成候、乗船之儀は、順次第に御送り可被下候之由被仰聞候、今日一船之者とも被召出、悉御詮議被仰付候へ共、別而申上候儀會而無御座候、

一我々宗旨之儀御尋被遊候、常に觀音釋迦を念し申候、

右之通、漂民申上候に付、書付差上申候、以上、

元祿十四年巳正月晦日

宗對馬守内

島雄菅右衛門 印

通詞

山城彌左衛門 印

通詞

阿比留助右衛門 印

屋代

天野勝右衛門 印

朝鮮人九人口書

一我々儀、朝鮮國全羅道之内長興郡之百姓商人にて御座候青魚爲商賣、粗六十俵積、人數九人、一船に乘組、去年十二月十五日に、我々在所出船、慶尙道之内長鬐と申所にて青魚相調、今日五日に歸帆之節、右同道之内蔚山と申所之灘迄乗掛候へと、夜に

入俄大西風強、地方へ漕寄申事難成、洋中に四日罷在、其内船具等損し候故、彌及難儀漂流仕候處、同九日酉之刻、長門之内瀬戸崎濱浦と申所に漂着仕候、浦人見付、早速漕船にて御漕込被下候、逗留中は糧米水薪、及衣類帶笠合羽させるに至るまで、銘銘被成下、難有仕合奉存候、彼所同月十二日發足、其日御城下へ罷着、同廿一日御城下發足、昨日御當地へ參着仕候、道中逗留中之儀も、諸事被入御念、醫師迄御附被成候、乗船之儀は、順次第に御送り可被下之由被仰付候、今日一船之者共被召出、悉御詮議被仰付候へ共、外に申上儀無御座候、

一我々宗旨之儀御尋被遊候、常に觀音釋迦を念し申候、

右之通、漂民申上候に付、書付差上申候、以上、

元祿十四年巳正月晦日

宗對馬守内

島雄菅右衛門 印

通詞

山城彌左衛門 印

通詞

阿比留助右衛門 印

屋代

天野勝右衛門 印

同年十月、朝鮮人八人口書

一我々儀、朝鮮國慶尙道之内慶州と申所之漁民に

て御座候、爲鰯取人數八人、一船に乘組沖立仕候處、十月八日酉の刻、大西風に被吹離難儀仕候内、乗船并船道具等も損、地方へ難漕寄、任風漂流仕、同十一日の晝時分、漸長州之内角島と申所へ致漂着候、暫有之而浦人見付、早速漕船出し被漕込、逗留中糧米水薪御馳走被仰付、難有奉存候、彼所同十三日に罷立、御城下へ被召寄、着物帶笠銘々拜領被仰付、御城下同十九日發足、道中の儀は、醫師迄御附被成候、乗船等之儀は、跡より御送り可被下之由被仰付、今日御當地へ罷着候、一船之者とも被召出、御詮議被仰付候へ共、別而申上候儀無御座候、

一我々宗旨之儀御尋被遊候、常に觀音釋迦を念し申候、

右之通、漂民申上候に付、書付差上申候、以上、

元祿十四年巳十月二十六日

宗對馬守内

島雄菅右衛門 印

通詞

山城彌左衛門 印

同

阿比留助右衛門 印

宿

天野勝右衛門 印以上、

華夷變態

享保六年辛丑年正月、朝鮮人十六人口上書

我々共儀、朝鮮國慶尙道之内永會と申浦之漁民にて御座候、永日之地へ通營浦と申浦に網を持越、青魚を捕、毎歲朝廷之御調物に備申候、去冬も爲其用、十二月三日人數十六人、一船に乘組、出帆仕候處、被放西北風、柱を折網を流し、洋中三日三夜罷在、同六日之晩方長州阿武郡大浦と申所へ漂着仕候へは、其所の御役人御介抱を以、陸より昨日御當地へ御送届被成候、御憐愍を以、本國へ早々還歸被爲仰付被下候は、難有可奉存上候、今日一船之者共被召出、御詮議被仰付候へ共、外に別而申上候儀無御座候、

一我々宗旨御尋被遊候、常に釋迦觀音を念し申候、

一我々下札之儀御尋被遊候、我々海上の持仕候に付、札は宿々へ殘置申候、

右之通、漂民共申候に付、書付差上候、

享保六年辛丑正月六日

宗對馬守内

林 彌右衛門

通詞

富 井 源 八

同

喜田 治兵衛

屋代

天野勝右衛門

朝鮮人十六人名歲附

一歲四十八 崔キナミ

○一同二十一 金タイボギ○一同四十二 金ナ
ミ○一同五十四 崔クイヲニ○一同五十七 朴
スグデン○一同四十二 金ユボギ○一同四十一
ナマグニユイ○一同三十七 崔クセニイ○一同
三十七 權ソルヲビ○一同三十七 辛シルキ○
一同二十八 金ザセニイ○一同二十七 權サグ
ドリ○一同二十七 朴カフセリ○一同二十一
金タイアニイ○一同二十一 林ラルソイ○一同
二十 金トリ

右之通、慥に預り置申候、以上、

享保六年辛丑正月六日

宗對馬守内

林 彌右衛門

通詞

富 井 源 八

喜田 治兵衛

屋代

天野 勝右衛門

石川土佐守様御内

三浦 太右衛門殿

多川 嘉兵衛

衛殿

多川 嘉兵衛

明和三丙戌年七月、孝恭院殿御誕生^{崎港商説○按するに、土佐守は即長崎奉行なり}賀慶の使者、對馬國まで渡來すへき譯官等の乗船、彼國出帆ありしか、風波のために漂流せしむね、宗對馬守義暢

より注進す、よてかの難船、何國にても漂到の時、扱方等の事、西北濱海の諸國領主地頭に、九月四日御書付をもて仰渡さる、同月六日かの船洋中にて破壊し、生存のもの九人は、かの國の漁船救助ありしよし、猶生死のもの等漂寄あらは、速かに注進に及ふべきむね御書付、

明和三丙戌年九月四日、松平右京太夫松平攝津守^{接するに、左京大夫は老中卿高、攝津守は若年寄忠恒なり}相渡、大目付大目付に

大納言様御誕生爲御祝詞、朝鮮國より對州へ差渡候譯使之乗船、七月十九日彼國出航之處、風波強く令漂流之趣、宗對馬守より申聞、右船石見出雲隠岐伯耆佐渡杯へ、萬一可爲漂着哉之趣申聞候に付、右國々に領知有之萬石以上の面々へは、先達而相達候海上風波に付漂着之趣に候へは、漂着の所も難計に付、海邊に領分有之面々は、若右跡の船漂着候は、飢に不及程の致手當、其所より直に長崎表へ送遣可申候、尤海路領分切に段々受取之、相送候様可被心得候、尤其段當地へも早々可有注進候、朝鮮之船及破損候は、船差出之可相送候、若船にて長崎表へ相送候儀不相成場所は、其段早々可被申聞

候、若萬石以下の面々知行所に候は、向寄萬石以上の面々へ引渡候様可被致候、尤萬石以上の面々請取之、前書之趣を以可被取計候、

一右漂流之船、萬一佐州へ漂着候は、牧野新次郎

へ^{按するに、越後國}引渡、出雲崎へ着の上、北海は秋頃

より渡海不相成候に付、出雲崎より陸路木曾路通

大坂へ送遣、夫より長崎表へ船にて送遣、長崎奉行

より對馬守へ相達、引渡遣候積りに候、依之出雲崎

より大坂迄の道筋に領分有之萬石以上之面々より

人馬差出、順々に請取之、領分切に相送り、若御代

官所并寺社領の分は、前後之萬石以上の領主之人

數にて、半分充持合送遣候様致し、旅館の儀は、先は

寺院見繕差置、若寺院無之場所にては、本陣に止宿

爲致可申候、諸事爲取計御代官差添可被遣候間、承

合可致取計候、道中船中共に、公儀御賄に候、右送

り候爲警固、武器相應に差出可申候、若難送遣病人

有之は、所之寺院又本陣等に看病人一人人も相添

殘置、其段可相届候、病死之者有之候は、朝鮮人

之存念相尋、其邊之寺院に葬候とも、又は對州且長

崎迄差遣度旨申候は、任其意可取計候、若着服雨

具等難相用舩に成、其段を申候は、取繼遣し、其外望候品有之候共、右品無之候ても差支に不相成儀に候は、不及貪着可差置候、右乗組の内對馬守家來も有之由に候、諸事可承合候、手重に無之、隨分手輕く差支無之様可取計候、大坂より長崎迄の海路も右に准し、段々領分切に送遣候様可心得候、何國に候共、船にて直に長崎表へ難送遣場所に候は、右出雲崎より長崎へ送遣候形同様に可相心得候、尤右跡之場所へ漂着候は、早速當地へ可被申越候、其上にて委細可相達候、

九月

同年同月六日同斷、

先達而相達候、朝鮮國對州へ差渡候譯使之乗船

漂流之處、於洋中致破船、乗組之内九人船具に取付

居候處、彼國之漁民相救候由、依之萬一活命の者并

死骸荷物船洋等流寄候も有之候は、早速可有注

進旨、海邊の御料私領へ相觸候様可被達候、

九月^{以上御書付留、憲教類典}

同七庚寅年五月、駿河國興津に^{鹽原}、巖縣の商船漂着、

雜商十三人存在す、御下知によつて駿府御代官小田

切新五郎、陸地大坂町奉行所に、時に神谷大司守奉行たり、差送り、空船は遠江國海上、同所において、これを宗對馬守義暢家に引渡し、かの國に護送す、文政二己卯年正月、伯耆國赤崎浦に、八橋商人十二人漂着す、この扱方等今詳ならず、明和七庚寅年五月、駿州沖津驛朝鮮人漂着一件

覺

一當寅五月五日晝時過より、駿州表大風雨にて、夜に入別而強候處、興津宿浦へ異國船一艘十三人乗り漂着致し候處、朝鮮國領巖縣之者にて、正月廿八日同國之内安島と申所へ致渡船候商船にて、難風數月海上致漂流、船具等も皆海上にて失、乗組三十四人之内廿一人海上溺死、相残り十三人候由、右之内に一兩人筆談相成候もの有之、残りのもの無筆にて、右書記之者筆談にて、問答も罷成候に付、答書等取之候一件、同十日急使にて江戸表へ申上候、漂着人之儀、差當り賄之儀、酒肉食を好候に付、山中へ相觸、猪鹿打出賄申候由、

一六月、右漂着の朝鮮人御下知相濟、十三人へ馬十三疋、宿繼御證文を以大坂迄被送遣、道中賄之儀は、御入用大坂町奉行所へ可引渡旨唐、船は浦觸御印

狀を以、浦繼引船にて繼送り、手代相添、大坂川口迄引送り、是又大坂町奉行所へ引渡、於御同所宗對馬守殿御家來へ引渡に相成候筈之由、御老中様方より御書付を以被仰渡候段、御勘定奉行より御印形にて、駿府御代官小田切新五郎方へ被仰越、早速支度等取懸り、當月五日手代三四人漂着人へ差添、大坂表迄致出立候、

一遠州見附宿にて、右十三人之内一人病氣附、常躰と違ひ狂氣同様之始末有之候處、早速病躰快方にて致出立候、
漂着人姓名 金取成 金春成 高處幸 林逸用 李顯采 玄永發 吳鳳龍 許才完 金進用 宋夫山 李孝孫 李宗三 宋永采 合十三人
空船は遠州海にて散々及破船、右場所へも手代立寄、見分吟味相濟一件、江戸表へ申上候事、尤朝鮮人儀は、當月十九日大坂着日割之積り、

寅六月續談海、

明和七年五月五日、東海道興津宿町端海邊へ唐船一艘、大風雨にて夜五ツ時漂着、同所百姓清兵衛と申者の方へ三四人來り、ちよせんく申戸をた

たき候に付、驚き戸を明見候へは、一向言語相分り不申、定て難船に逢ひ候者共やと存、近邊之者介抱いたし、其上訴候由、御代官小田切新五郎御領所なり、同年閏六月、宗對馬守へ御渡被成候、ちよせんちよせん申たるは、朝鮮人と申事のよし、始は皆皆心附不申由、

船頭 金取成三十四 金進用二十五 金春成三十四
此者煩 宋夫山五十 林逸用三十七 許才完二十二
高處幸三十七 吳鳳龍二十六 玄永發三十五 李孝孫十七
筆談仕候者 李顯采二十二 李宗三十一 宋永采二十五

右乘來候船長八間、中胴の間に長二間三尺五寸、深さ内足五尺五寸、白木造之由也、落穂雜談 明和七庚寅五月、興津浦へ朝鮮人漂着之由注進によつて、同所の町醫師早速かけつけ、筆談いたし候寫、

朝鮮人へ問并答書寫、但朝鮮人名前年付書付寫共、問、船中客何國何郡縣何村人乎、答、朝鮮國全羅郡都領巖縣拜振村人也、問、往何國漂流乎、答、吾國所安島往、起風不知何海、船材帆竹雜物皆失

之、累月浮流海上、五月到此地生也、問、船人去國幾人上船乎、答、三十四人、二十一人溺死、海上極難、問、見船小船也、三十四人入此船則小船、故大船海中失乎、答、無大船、本此船上也、問、從客居處、朝鮮國王居處隔何里乎、答、陸路六百里也、自注、此答船人不殘許議にて答、問、海上如何、答、好風則十餘日、問、去國累月漂流、何方吹而今此地來乎、答、東西風吹、何方來此國、不知來方也、問、東西風非東南乎、答、難此風彼風曰、問、以何用往所安島乎、他國往乎、答、領巖吾國口郡所安島吾國島故相行也不去、他國米商次往也、問、皆商人乎、答、皆商人也、問、非米物商乎、答、籩魚南草雜物商也、自注、此の字何品と問、海中に入及を以借取物と答ふ、食物の由答ふ、南草はたばこの事と答ふ、問、何年何月何日去國乎、答、庚寅年正月二十八日上船也、問、累月船中何食生乎、無水則如何、答、生米食之、天下雨則合水、三時作飯食、久不下雨則皆生米食也、問、十三人名如何、年如何、答、金取成三十四 船頭之由相答候 金春成三十四 林逸用三十七 高處幸三十七 玄永發二十五 李顯采二十二 書談仕候者 宋永采二十五 金進用二十六 宋夫山五十 此者相煩候

許才完二十三 吳鳳龍二十六 李孝孫十七 李宗三十三
十二問、朝鮮國人何食乎、答、吾國猪鹿雞牛魚
豹肉食也、問、海上風止則如何、答、三四五六日
不去、問、碇碇者如何、答、碇放船三日見島、風
不好、故落帆下碇、天大風吹、絕碇折竹也、自注、竹の
字、横の事の
ふ、答、問、十三人宗寺名如何有乎、答、十三人
皆禪宗名塞同寺、

右は此度興津浦へ漂着之異國船乗人之内李顯采書
記御答申上候趣、私共一同罷出見届、相違無御座
候、依之以與書申上候、以上、

寅五月

興津宿

間屋傳左衛門印 年寄 九郎左衛門印

年寄 繁

七印

中宿町

名主 武兵衛印 與頭 與左衛門印

同 與兵衛印 同 彌右衛門印

百姓代 彌平太印 同 又 八印

小田切新五郎様

朝鮮人名前年附 人名は前と同様
に付省略す、

右十三人の者共名前年附、書面之通御座候、以上

五月 小田切 新五郎 祝壽草、
明和八年卯年

朝鮮國禮曹參議相翊、奉復日本國對馬州太守拾遺
平公閣下、槎使忽届、華札隨至、仍諦啓居清勝、慰浣
良深、漂海人口、既蒙拯濟、又勤資遣、鄰誼深篤、感
戴曷已、腆儀謹領、薄品回敬、統希崇亮、不備、

辛卯年七月日

禮曹參議金相翊

別幅

人參一觔 虎皮一張 豹皮一張 白苧

布伍匹 白綿紬伍匹 黑麻布參匹 白木綿十匹

花席三張 四張付油范二部 黄毛筆三十柄 眞

墨三十筒 際

辛卯年七月日

禮曹參議金相翊

續談海○按するに、是前年駿河國興津に
漂到せし朝鮮人を護送せし回答なるへし、

文政二己卯年正月十一日、伯州八橋郡赤崎浦へ朝

鮮商客十二人漂着す、片山氏筆記、

天明四甲辰年九月二日、朝鮮人漂到のとき扱方の事、

かねて相心得へきむね、沿海の諸大名に仰出さる、

考證は、附録海防異國船扱方
の部、朝鮮船の條にあり、

通航一覽卷之百三十六終

通航一覽卷之百三十七

朝鮮國部百十三止

○竹島 附唐島、
濟州

慶長十七壬子年、宗對馬守義智より朝鮮國東萊府使
に書を贈りて、竹島は日本屬島なるよしを諭せしに、
彼許さす、よて猶使書往復に及ふ、この事何の緣故を詳に
せず、猶後證をまつ

慶長十七壬子年、此頃磯竹島をもつて日本の境な

りとせし也、此年七月、彼國東萊府尹守謙、公に按す、

宗義智を復せし書あり、其いはゆる磯竹島は、我國の

鬱陵島なりといふを以て答へしなり、其書左に記

す、◎本書所引朝鮮通交大紀に
は、慶長十九年に係たり、

朝鮮國東萊府使尹守謙、奉復日本國對馬州太守平

公足下、辱問鼎來、慰豁良多、但書中有看審磯竹島

之說、深竊驚訝、不知是計果出於誰某耶、來使口稱、

本島介於慶尙江原兩道海洋之中云、即我國所謂鬱

陵島者也、載在輿圖、屬於我國、今雖荒廢、豈可容他

人之冒占啓闢疊耶、自古及今、日本與我國、海嶠州

嶼、各有區別分限、截然而或有往來之事、惟以貴島

爲一路門戶、此外則便以海賊論斷、其所以慎關防
而嚴禁約之義、貴島亦豈不知乎、朝廷若復聽聞、必
先致怪於貴島矣、我國以貴島世效誠款、故接遇甚
盛、今者貴島居兩國之間、無意於委曲周施務期終
好、而以此從與無乃不可乎、日本若悉此意、亦必省
悟、實在貴島善處、努力自助、罔廢往績、統希盛諒、
不宣、

萬曆四十二年七月日

和文

辱く惠書を承る、但書中示す所磯竹島を看審せし
のこと、甚その聞を驚すものなり、抑此計果して誰
より出たりしや、來使のいふ所、此邊慶尙江原兩道
の洋中に在と、是我國のいはゆる鬱陵島なり、載て
我が輿地の書にあり、今久しく荒廢したりといへ
ども、亦他人の據とる事を許し、もつて兩間の事端
を開くへけんや、日本と我國と、いにしへより其境
界おのつから別なり、もし往來の事ある時は、唯貴
島の一路を門戶とするのみ、此外皆海賊を以て論
斷し、その關禁を嚴にするもの、貴島のしる所也、
朝廷若此事を聞は、必先怪みを貴島にいたさむ、會

て貴島の誠款をいたすを以、我國是を待ことはな
はた厚し、貴島兩間に居て委曲に周施し、其無事を
以て意となさす、今かへつて是を以て日本に説勸
むるに至る、甚不可なり、日本もしこの意を悉さ
は、必よく是を悟らむ、但貴島のよく處するにある
のみ、

朝鮮國東萊府使朴慶業、奉復日本國對馬州太守平
公足下、承審遠信、良慰不淺、磯竹之事、想貴島庶見
覺察、而猶復執迷、深切怪愕、足下非不知此島屬於
我國、非不知貴島不可橫占、而尙欲攪越窺覷、是誠
何心、恐非終好之道也、所謂磯竹島者、實我國之鬱
陵島也、介於慶尙江原兩道海洋、而載在輿圖、奚可
誣也、蓋自新羅高麗以來、曾有收取方物之事、還經
我朝、有刷還逃民之舉、今雖廢棄、豈可容許他人之
冒居、以啓開釁耶、貴島果知此情、則其可從史於日
本、苟循一朝之私欲、不顧後日之悔乎、前日復書已
悉梗槩、貴島所當瞿然改圖、而今乃直以解纜發船爲
言、不幾於輕朝廷而昧道理者乎、貴島於我國往來通
行、惟有一路、譬如門戶、此外則無論漂滴眞假、皆以
賊船論斷、弊鎮及沿海將官惟知嚴守約束而已、不知

其他、足下立所言、其亦疎矣、惟願貴島審區土之有
分、知界限之難侵、恪守信義、努力自助、免致謬戾尙
克有終、幸甚々々、萬曆四十二年九月日、

和文

遠信を承る、磯竹のこと、貴島猶いまた此事を悟ら
ず、足下此島の我國に屬する、また貴島の據取るへ
からざるに非ずして、然も尙是を窺ひ望むとする
は何ぞや、おそろくは其好みを終るの道にあらさ
らむ、いはゆる磯竹島は、是我國の鬱陵島なり、慶
尙江原兩道の海中に在て、載せて地圖にあり、新羅
高麗の時より、其實物をとるの事あり、我朝にい
たりて又逃民あらため出すの事あり、今廢し棄れ
りといへども、他人の據居るを許し、以て兩間の事
端をひらかんや、貴島果して此意をしらは、その一
朝の私欲に隨ひ、是を日本に勸め以て後日の悔を
顧みざるへけんや、前日の書此大概を悉せり、然も
また其船を泊し纜を解の便を以ていふことをす
る、是朝廷を輕し道理に昧きに非ずや、貴國の我國
に來往する、唯釜山一路を除くの外、皆海賊を以
て論斷せり、よりて弊鎮及び沿海將官等、嚴しく其

定法を守る事をしるのみ、其他をしらず、今足下の
此言あるものまた疎かなり、但貴島其土地の分畏
限の侵し難きをしり、恪て信義を守り、よくその好
みを終は幸甚、以上、朝鮮通交大紀、

元祿六癸酉年、伯耆國米子の豪民等、竹島海獵の事よ
り争鬭起り、かの漁夫二口を捕來りて、領主松平池田
新太郎光政に訴ふ、よて光政御下知を奉はりて、肥前
國長崎に送る、彼地において、これを宗對馬守義倫に
渡す、義倫より使者をして、かの漁夫を朝鮮國に送り
還せり、時にかの島彼是附屬の争論に及び、しはく
使者往來して數年決せず、同十二己卯年にいたりて、
終にかの島朝鮮に附與すへきの鈞命を傳達ありて、
その事熄ぬ、

大谷村川兩氏各米子住居の者にして、代々名ある
國人なり、子孫今町年寄役を勤む、兩氏竹島渡海免
許を蒙る事は、當國前太守中村伯耆守忠一、慶長十
四年に卒去あつて、嗣なきか故に跡を斷て、爾來
元和二年まで、國の主なくして御領となる、然るに
依之御上代年々武都より來番して當城に居し、伯
州を鎮護ある、元和二年、阿部四郎五郎在番ある、

此時兩氏竹島渡海の事を希ふ、然るに翌年松平新
太郎光政卿當國を管領して入部あるにより、兩氏
亦願之所に、光政卿聽て武都に告てこれを許され、
爾來竹島へ押渡海獵をなす、其後毎歲渡海不倦怠、
然るに元祿五申年渡海する所に、朝鮮人群居して
海獵をなす、兩氏これを制すといへども、更に不入
聞のみならずして、既に危難に泊んとするにより、
兩氏無念ながら歸帆す、亦翌酉の年渡海するに、朝
鮮人數多渡て、家屋を設けて海獵を恣にす、于時兩
氏計策をなして、朝鮮人兩人連歸て米子に參着、同
年四月廿七日の未の下刻、灘町大谷九右衛門宅に
入、斯て兩人島の趣、朝鮮人召連歸帆の事を太守へ
訟るに、遂に武都の沙汰に泊とかや、元祿四未年迄
は、兩氏渡て海獵をなす、翌申酉兩年渡海すといへ
ども、獵する事不能して歸帆し、其後渡海止り、爾
來于今退轉して島渡なし、同六年大谷村川連來る
彼二人の朝鮮人等、米子より國府城下にいたる時、
加納郷右衛門、尾關忠兵衛、兩士領主の下知に應し
召連島取へ入、伯耆民談、
日本にて申候竹島の儀は、朝鮮にて申通り鬱陵

島と被存候、朝鮮の記録にも、上代此島を取朝鮮の領内に仕候と有之候、日本にて竹島を見出し候もの、差而遠き事にて無御座候、

一享保十八年か十九年か前の儀にて候、按するに、こゝに、元禄年間のこと竹島の儀に付、朝鮮と日本と出入有之候、其趣は、竹島は伯耆國之沖に有之候、地よりは二泊りも三泊りも隔てある島なり、伯耆國より年々獵船往て、色々の獵仕候、伯州へ付たる島の心得にて居申所、朝鮮よりも年々獵船参り、色々の獵仕、朝鮮之島と心得居申たる由に付、然とも朝鮮人日本人一同には終に参り不合候ゆゑ、夫より以前は何之詮議も無之候所に、或時伯州の獵船竹島へ船を掛け、早速大筒を打放し候て、船より揚り申候、尤船より上り候而も、大筒を打候へは、島の内よりも大筒を打合せ申候、此趣は竹島を朝鮮にては鬱陵島と申て、本より朝鮮之内なり、依之朝鮮之獵師とも寄々申候は、何もの歟我國之鬱陵島へ参り獵仕候、参り候は、咎め可申と、手組して態仕構居申折柄、右之通日本より鐵砲打候故、合せ申候、左候て左右之者とも出合、日本の島といひ朝鮮の

島といひ、論議埒明不申候に付、伯州より江戸へ訴へ有之候、依之江戸より對馬へ被仰付、朝鮮へ申参り候は、此以來は其方より日本の竹島へ参り不申様にとの儀、朝鮮人一圓承引不仕、段々掛合有之、江戸へも委細注進仕候、兎角ケ様にては不相濟儀と、對馬殿より朝鮮へ申参候に付、漸半合點の樣子に相成、朝鮮よりの申分の書通に、我國之鬱陵島へ一切人不参様にと申付候、我國之鬱陵島へさへ人不遣儀に候へは、況日本之竹島へ可参様無之候、左様心得候へとの儀に候、對馬より江戸へ不伺、直に返答被申達候、是は一島を二名に仕たる申方なり、此分にては不相濟と被申遣候處、其以後如何返答も不仕候、其段江戸へ注進被致候處、此上は竹島を朝鮮へ可遣との儀にて、其通に相濟候、是は對馬殿吟味過して、結局仕損しと政所にては申候、其後右之通御沙汰相究、日本人往復候事無之、其秋朝鮮より數人參獵を仕候、尤常に番人遣し置、外人一切入不申事、異本朝鮮物語、

癸酉、按するに、元禄六年、島主抵書萊府略曰朝鮮人犯越于日本磯竹島被獲押送、答以我國鬱陵島、亦以海禁一切

禁人出入云々、」乙亥、島會抵書萊府、舉癸酉回答

書、貴界竹島弊境鬱陵島云々、答書曰、所謂磯竹島實我國云鬱陵島、因舉新羅高麗本朝故事爲言、且曰、前日接慰官洪、重夏下立時、貴州總兵衛稱號人言於譯官朴再興曰、以輿地勝覽觀之、鬱陵島果是貴國地云、癸酉答書、乃其時南宮之官不詳故事之致、朝廷咎其失言、此際貴州出送其書而請改、故因其請而改送、以正初書之失、到今唯當以改送之書考信之、方策新編載日觀要改、

第廿五代靈光院公諱は義倫、從四位侍從對馬守と稱し、時、東山院御宇、元祿六年癸酉、清の康熙三十二年、朝鮮元孝王十九年、此年朝鮮人四十餘名來りて、因幡州の竹島に漁せり、州守其二人を拘へて是を長崎にいたせり、五月東武鈞命して、我をして其事を朝鮮に報し、嚴に彼人の來漁するを禁せしむ、此年九月、公より多田與左衛門を使とし、書を禮曹に送り、且二人を返されたり、其書略に、「貴城瀬海漁民、比年行舟於本國竹島、竊爲漁採、極是不可到之地也、以故土官詳諭國禁、固告不可再、及使渠輩盡退還矣、然今春亦復不顧國禁、漁氓四十餘口、

往入竹島、雜然漁採、由是土官拘留其漁氓二人、而爲質於州司、以爲一時之證、故我國因幡州牧速以前後事狀、馳啓東都、蒙令彼漁氓附與畿邑以還本土、自今而後決莫容漁船於彼島、彌可存制禁、不佞今奉東都之命、以報知貴國云々、」といふを以てせられし時、彼國禮曹参判權璫をして其書に復せし也、其書に、朝鮮國禮曹参判權璫、奉復日本國對馬州太守平公閣下、槎使鼎來、惠翰隨至、良用慰荷、弊邦海禁至嚴、制東濱海漁民、使不得出於外洋、雖敵境之蔚陵島、亦以遼遠之故、切不許任意往來、況其外乎、今此漁船入貴界竹島、致煩領送遠勤書諭、鄰好之誼、寔所欣感、海氓獵漁、以爲生理、或不無遇風漂轉之患、而至於越境深入雜然漁採、法當痛懲、今將犯人等、依律科罪、此後沿海等處、嚴立科條、各別申飭、佳祝領謝、薄物侑緘、統惟照亮、不宣、癸酉年十二月日、

此事彼國禮曹参判をして右の書を復せしに、我州其書内蔚陵島の名をあわせ除き去らん事を計りて、「我書不言蔚陵島之事、今回簡有蔚陵島名、是所難曉、只冀除却蔚陵之名惟幸、といふを以て書契と